

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（太陽光発電設備設置補助事業）
事業計画書

飯田市長

申請者 郵便番号 〒399-2431

住所 飯田市川路

氏名 印

電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、太陽光発電設備設置補助事業、オンサイトPPA太陽光発電設備設置補助事業又はオフサイトPPA太陽光発電設備設置補助事業を実施するため、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

1 補助金交付申請額

円

※原則として、「設置に要する費用の総額×2／3」（千円未満切捨て）。ただし、設置に要する費用が1kW当たり30万円を超える場合は、「対象設備の出力（kW）×30万円×2／3」（千円未満切捨て）。

2 事業計画

捺印欄

(1) 事業内容

・設置場所等

設置場所の種別 ※該当するものにレ点を記入	<input type="checkbox"/> 新築建築物 <input type="checkbox"/> 既存建築物 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建築物の場合の用途 ※該当するものにレ点を記入	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
設置場所の地番	飯田市川路		
設置の形態 ※該当するものにレ点を記入	<input type="checkbox"/> 利用者本人による自己所有設備の設置 <input type="checkbox"/> オンサイトPPA契約に係る設置 <input type="checkbox"/> オフサイトPPA契約に係る設置 <input type="checkbox"/> リース契約に係る設置		
利用者 ※リース・PPAの場合に記入	住所	氏名	

・発電設備に関する事項

メーカー名	型番（注1）		
パネル定格出力の合計値（注2）	kW	PCSの定格容量	kW
設置完了予定年月日（注3）	令和 年 月 日		
設置に要する費用の総額 (一般:税込/事業者:税別)（注4）	円	パネル定格出力の合計値 1kWあたり費用の総額	円/kW
電力の施設内消費割合の見込（注5）	%	FIT・FIP認定の予定（注6） ※該当するものにレ点を記入	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

注1 対象の設備は、未使用品であり、かつ、性能の保証や設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものに限ります。
また、モニター等により発電量等の確認及び記録ができる機能を有している必要があります。

注2 該当の発電設備に係るメーカー公表値（定格出力）を記入してください。

注3 太陽光発電設備を設置し、電力の自家消費を開始する予定日を記入してください。

注4 補助金交付の対象となる経費は、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、余剰電力販売用電力量計、その他太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事の経費とします。設備設置可否の調査、設備設置のための屋根補強その他の太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

注5 太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類によって算出された

電力の自家消費割合を記入します。住宅の場合は30%以上、民生部門の事業所の場合は50%以上を、当該設置される太陽光発電設備で発電される電力の自家消費により賄う必要があります。ただし、市が指定する小売電気事業者に対して市が指定する単価により売電する場合はこの限りではありません。また、民生部門以外の事業所の場合は、市が指定する小売電気事業者に対して市が指定する単価により売電し、かつ、発電した電力の敷地内での消費割合を20%未満とする必要があります。

注6 FIT・FIPの認定を受ける設備は、補助の対象となりません。

(2) 附属書類 ※添付したものにレ点を記入

- 費用の総額及び内訳がわかる書類
- 2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書
- 設備の型番、性能等が掲載されたカタログ、ウェブページ等の写し
- 設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置予定図
- ＜市の指定小売電気事業者に市の指定単価により売電する場合以外＞設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類（自家消費率算出シート）
- ＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がサービス料金又はリース料から控除されることが確認できる書類

3 補助金交付条件への同意

捨印欄

補助金の交付申請に当たっては、次の条件に同意します。

- (1) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）
- (2) 対象設備は、性能の保証、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (3) 対象設備は、各種法令に順守した設備であること。
- (4) 設置した対象設備を飯田市川路地区の区域外に移さないこと。
- (5) 申請者が飯田市税を滞納しないこと。
- (6) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）又はフィードインプレミアム制度（FIP）の認定を取得しないこと。
- (7) 対象設備は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象設備を処分する場合等、予め市長の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- (9) 発電した電力の敷地内での消費割合を、住宅の場合は30%以上、民生部門の事業所は50%以上とすること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等を把握し、求められた際には市にデータ等の提供をすること。ただし、市が指定する小売電気事業者に対して市が指定する単価により売電する場合はこの限りではない。
- (10) 民生部門以外の事業所に設置する場合は、発電した電力の敷地内での消費割合を20%未満とすること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等を把握し、求められた際には市にデータ等の提供をすること。
- (11) 対象設備は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
- (12) 対象設備を処分するときには、関係法令及び条例の規定に従うこと。
- (13) 対象設備が10kW以上の設備の場合は、解体・撤去等にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (14) 対象設備が10kW未満の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられている通り、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (15) 対象設備の導入等に係る費用については、当該対象設備の性能を勘案したうえで、複数の事業者の見積もりを比較検討する等を行い、費用効率性が十分に確保されているものであること。
- (16) 余剰電力を売電する場合にあっては、飯田市が当該売電先の小売電気事業者等から、本事業により導入した設備による売電量、売電額等についての情報を得ることに同意すること。
- (17) その他、国が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る要綱、要領その他規程の定めに基づき、適正に事業を実施すること。